

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 家計急変に係る授業料一部免除制度について

この制度は、修学継続の意志が強くありながら、以下に掲げる事由によって経済的に修学困難な者に対し、授業料の一部免除を認める制度です。

<b>免除額</b>	10万円
<b>対象者</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により家計収入額が著しく減少したため、経済的に困難な状況にあると認められる学部生及び大学院学生
<b>申請方法</b>	申請期限までに提出書類を郵送にて提出 <b>【提出先】</b> 〒195-8585 東京都町田市金井町 2160 和光大学学生支援室 奨学金担当行 ※必ず記録の残る方法で郵送すること ※表面に＜新型コロナウイルス授業料一部減免申請書類在中＞と朱書きのこと
<b>申請期限</b>	<b>2020年6月30日（火）※書類必着期限</b>
<b>提出書類</b>	(1)「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に係る授業料一部免除願」 (2)事由が発生した生計維持者に係る次のいずれか1つの証明書 a.国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少のあった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、高等教育の修学支援新制度の例に準ずる) b.新型コロナウイルス感染症に係る影響により生計維持者の一方(又は両方)が失職(自己都合は除く)の場合、当該者の雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 c.公的支援の証明書の提出ができない場合、「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書」 (3)生計維持者2名分(原則父母、ひとり親世帯の方は1名分)の、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の事由発生後の直近1か月の給与等の収入を証明できる書類 (4)生計維持者2名分(原則父母、ひとり親世帯の方は1名分)の、2019年分の収入に関する証明書(例)源泉徴収票、確定申告書など (5)審査に必要な場合、その他の書類の提出を求めることがある。
<b>審査</b>	奨学金・授業料減免等対象者選考委員会による書類審査を経て、採用者を決定する。
<b>その他 注意事項</b>	・高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金及び「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免)との併願・併用可能です。 ・申請結果は郵送にて通知いたします。選考の都合上、通知の発送が学費納入期日間近となる場合もございますのでご注意ください。